



**IFRS Global Office** 

2020年5月

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版 ニュースレターをご参照下さい。

## **IFRS** in Focus

IASB は、「負債の流動または非流動への分類」の発効日を延期することを提案する

### 内容

背景

修正案

さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2020 年 5 月に国際会計基準審議会(IASB)より公表された公開草案 ED/2020/3「負債の流動または非流動への分類 — 発効日の延期」(ED)に示された IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する修正案について解説するものである。

- 2020 年 1 月、IASB は「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第 1 号の修正を公表した。発効日は 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度である。
- 本修正の適用から生じる分類の変更の実施を遅延させる可能性のある COVID-19 のプレッシャーにより、IASB は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に、本修正の発効日を 1 年延期することを提案している。
- コメント期間は、2020年6月3日に終了する。

#### 背景

IASB は、2020 年 1 月に「負債の流動または非流動への分類」というタイトルの IAS 第 1 号の修正を公表した。

#### 本修正は、

- 負債の流動または非流動への分類は、報告期間の末日現在において存在する権利に基づくことを明確にしている。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかに関する見込みの影響を受けないことを具体的に規定している。負債が非流動の分類の要件を満たしている場合、経営者が12か月以内に負債を決済する意図があるまたは見込みがある、または報告期間の末日と財務諸表の発行が承認される日の間に負債を決済するかどうかに関わらず、非流動に分類される。
- 報告期間の末日現在において財務制限条項が遵守されている場合、権利が存在することを説明する。
- 決済が、現金、資本性金融商品、その他の資産またはサービスの相手方への移転を指すことを明確化するために、「決済」の定義を導入する。

#### 詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com www.deloitte.com www.deloitte.com/jp/ifrs 本修正のより詳細な内容は、IFRS in Focus「IASB が、負債の流動又は非流動への分類を明確化するために IAS 第 1 号を修正」を参照いただきたい。

本修正は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、2022年1月1日以後に始まる事業年度に 遡及的に適用される予定であった。

本修正の公表後 IASB は、COVID-19 が、本修正の適用により生じる分類の変更の実施を遅延させる可能性があるプレッシャーを生じさせることに留意した。また、ローン・コベナンツの再交渉の開始および期間の延期させる可能性もある。

したがって、IASB は、企業に運用上の救済を提供することを提案している。

#### 修正案

IASB は、本修正の発効日を 2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に 1 年延期することを提案している。IASB は、本修正に対して他には変更を提案していない。

本修正の早期適用は、引き続き認められる。

本提案についてのコメントは、2020年6月3日まで募集されている。

#### 見解

IASB は、修正案の一部として開示の要求事項を導入するかどうかを検討したが、企業は IAS 第8号に従うことが要求されるため、不要であると結論付けた。IAS 第8号は、2020年1月に公表された本修正の適用が企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知のまたは合理的に見積り可能な情報の開示を要求している。

#### さらなる情報

IAS 第1号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

iGAAP on DART では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新のiGAAPマニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、<u>ここ</u>をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプション・パッケージの価格を含む DART の詳細については、<u>ここ</u>をクリック。

# Deloitte.トーマツ.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理 士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成 するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジ ア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、 税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファー ムのネットワークを通じ Fortune Global 500%の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ぐださい。

#### Member of

#### **Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.